

2026年1月30日
株式会社USEN TRUST

令和8年1月21日からの大雪により 被害を受けられた皆さまへ

令和8年1月21日からの大雪により、被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、代位弁済にかかる賃料のお支払いに関して一定の払込猶予期間の特別措置をとらせていただきます。

<賃料払込猶予期間>

お申し出により、賃料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
特別措置の適用をご希望のお客さまは、当社カスタマーインタラクショナルセンターへご連絡ください。

株式会社USEN TRUST カスタマーインタラクショナルセンター 03-6772-8704
※受付時間：10:00-18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2026年2月6日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
青森県	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰹ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町	1月29日
	西津軽郡深浦町	1月30日
	中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村	2月2日
新潟県	小千谷市、魚沼市	2月2日
	長岡市	2月3日
	上越市	2月4日

適用都道府県	適用地域	法適用日
秋田県	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町	2月3日
山形県	新庄市、最上郡舟形町、最上郡鮭川村	2月4日
	尾花沢市、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、西置賜郡小国町	2月5日